

京都市上下水道局職員の交通用具の駐車に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

#### 京都市上下水道局管理規程第16号

京都市上下水道局職員の交通用具の駐車に関する規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員の交通用具の駐車に関する規程の一部を次のように改正する。

第4条中「より管理者から許可」を「よる許可（以下「駐車許可」という。）」に改め、「京都市上下水道局」を「本市」に改める。

第5条第1項中「第1号様式による交通用具駐車許可申請書」を「別に定める手続」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第6条を削る。

第7条中「使用者」を「駐車許可を受けた職員（以下「使用者」という。）」に改め、同条を第6条とする。

第8条を第7条とする。

第9条を削る。

第10条の見出し中「取消し」を「取消」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する場合には、駐車」を「この規程又は管理者が別に定める事項に違反したときは、駐車」に改め、同項第1号及び第2号を削り、同条第2項中「第1号」を削り、「できない。」の右に「ただし、管理者が認める場合は、この限りではない。」を加え、同条を第8条とする。

第11条を第9条とする。

第1号様式から第5号様式までを削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、管理者が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(上下水道局技術監理室監理課)